

第三期長野市都市内分権推進計画（案）に対する市民意見等の募集
（パブリックコメント）結果について

1 趣旨

平成 27 年度からの都市内分権を推進するための第三期長野市都市内分権推進計画を策定するに当たって、計画（案）に対して市民のみなさんからご意見等を募集（パブリックコメント）しました。その結果をお知らせするものです。

2 募集期間

平成 26 年 12 月 15 日（月）～平成 27 年 1 月 16 日（金） （33 日間）

3 募集方法

都市内分権課、行政資料コーナー、各支所、市ホームページにおいて計画（案）を公表し、書面又は電子メールでご意見等の募集を実施しました。

4 募集結果

（1）意見・提案等の提出者数

8 人（提出方法：持参 5 人、郵送 1 人、ファクス 1 人、電子メール 1 人）

（2）意見・提案等の件数

22 件

項 目	項 目 の 内 容	件数 (件)
I 第三期長野市都市内分権推進計画の策定に 当たって	1 都市内分権とは	0
	2 都市内分権の必要性	0
	3 長野市都市内分権推進計画の第一期計画及び 第二期計画での取組	0
	4 第三期長野市都市内分権推進計画の策定趣旨	0
	5 第三期長野市都市内分権推進計画の期間	0
	6 第三期長野市都市内分権推進計画の位置付け	0
II 基本的な考え方	1 基本理念	2
	2 基本理念を実現させるために	1

Ⅲ 第二期長野市都市内分権推進計画での取組と評価	1 基本的な取組と評価	4
	2 住民自治協議会への活動支援と評価	5
	3 新たな仕組みづくりの検討	0
Ⅳ 第三期長野市都市内分権推進計画の主な取組	1 住民自治協議会など地域での活動に対する市の支援	6
	2 住民自治協議会の活動を継続させていくための取組	3
	3 市民理解の促進及び市職員の意識改革の推進	0
	4 将来において必要に応じた検討	1
合 計		22

5 意見・提案等に対する市の考え方

対応区分	対応方針	件数（件）
1	計画案を修正・追加する。	3
2	計画案に盛り込まれており、修正しない。	0
3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	12
4	検討の結果、計画案に反映しない。	1
5	その他（質問への回答）	6
合 計		22

第三期長野市都市内分権推進計画

整理 番号	計画案の 該当箇所		意見・提案等の概要	市の考え方	計画案への対応状況	
	頁	項目			対応 区分	対応方針
1	14	2 (1) 組織の効率化 や活動内容の見 直し支援 4 将来において必 要に応じた検討	事業所だけあって住民の居ない町の住民自治をどう維持していくかという点は課題であり、山間地の状況も住民が居なくなる点は似ている。「将来において必要に応じた検討」の中に、例えば「最小行政単位の区のあり方と確立」といった項目を追加することを提案する。	p. 13 2 (1) の本文に、「なお、住民自治協議会と行政連絡区の関係や行政連絡区のあり方についても、検討していきます。」を追加しました。	1	計画案を修正・追加する。
2	11	1 (1) ①支所長権限 強化と支所 機能の充実	「危機管理体制の強化」という記述があるが、都市内分権推進の一連の流れの中で何を言わんとしているのかわからない。災害時等の危機管理を言っているのか。基本理念において、住民自治協議会の危機管理体制についてその方向性が示されていない。	支所機能の充実の一つとして、災害時等における支所機能として、「危機管理体制の機能強化」を意味しているものです。	5	その他（質問への回答）
3	5	2 ○行政連絡区の 代表者の役割 ○住民自治協議 会の役割	行政連絡区の代表者たる区長・自治会長に行政連絡区内の住民自治を行うミッションがあるという意識が薄い。長野市の都市内分権の一翼を担っていると意識をもってもらう動機づけのために、行政連絡区の代表者の明確な位置付けを表す文言が欲しい。 例えば、「市、住自協と協力して・・・」の文言を入れるなど住自協との係りを表す表現を入れるべきと考える。 住自協の役割についても、「地域の特性に応じたまちづくりを行政連絡区代表と協力して行う。」とされたい。	p. 5 ○住民自治協議会の役割の二つ目を「・行政連絡区をはじめ、各種団体と連携して、自主的かつ自立的な住民福祉の増進に資する取組を行う。」に修正しました。 また、p. 5 ○行政連絡区の代表者の役割に、「・住民自治協議会と連携して、地域住民の福祉の増進に取り組む。」を追加しました。 なお、行政連絡区の代表者の位置付けについては、平成 27 年度中に明確にしたいと考えており、行政連絡区の代表者と住民自治協議会の関係につきましても、併せて検討していきたいと考えています。	1	計画案を修正・追加する。

4	9	2 (4) ③やまざと支援 交付金	現在実施しているやまざと支援交付金を続けてもらいたい。	中山間地域特有の課題を解決するための事業を実施したり、地域活性化推進員の雇用経費を払うことで、地区内の自助・共助機能の補完をしている面がありますので、今後も継続していきます。	5	その他（質問への回答）
5	13	1 (2) ②財政支援策の見直し	本文中の「地域いきいき運営交付金への一括化を図る」ことによるメリットが具体的に記されていない。住民が生活する為の支援は、市街地と中山間地の2本の物差しをもって、例えば「やまざと交付金」などが必要なことを明文化して欲しい。	現在の住民自治協議会への財政支援策は、全地区に交付する「地域いきいき運営交付金」や「中山間地域特有の課題を解決するために特定した「やまざと支援交付金」など、5つのメニューがあります。 財政支援策全体について再検討することは、必ずしもすべてを地域いきいき運営交付金への一括交付金化を意味するものではありませんので、p. 13 3～4行目を「財政運営の自由度を高めるため、必要なものは地域いきいき運営交付金への一括化を図るなど」に修正しました。	1	計画案を修正・追加する。
6	13	2 (1) 組織の効率化や活動内容の見直し支援	組織の効率化や活動内容の見直しは、人口の少ない中山間住自協の共通の課題であり、強く取り上げて推進して欲しい。 理由は、皆が疲弊しており、この問題に取り組むより、任期を全うすることが優先となるから。	住民自治協議会からの相談を受けたり、情報提供をしたりと必要な助言などをしていきます。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。

7	7	1 (3) 市民理解の促進	住自協の役割や活動状況が市民に知られておらず、市の下請けのように思っている人が多い中で、自治協も市も広報活動の促進などにより理解を深めていく努力が必要。	p. 11 「③住民自治協議会活動の周知」に記載してありますが、各住民自治協議会の活動を広報や市のホームページ等で積極的に周知していきます。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
8	7	2 (1) 地区活動支援担当・支所等による支援	支所による支援体制は確立されつつあるが、支所職員の中で自治協に対する理解が浅い人もおり、指導を強化していく必要がある。	p. 14 3 「(2) 市職員の継続的意識改革等の推進」に記載してありますが、職員研修の機会を捉えて、継続的に都市内分権に関する研修を実施し、住民自治協議会活動への積極的な参加を促すなど、市職員の更なる意識改革を図っていきます。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
9	8	2 (4) ①地域いきいき運営交付金（全32地区）	地域いきいき運営交付金の算定にあたっては、全市一律の考え方ではなく、中山間のもつ特異性（人口減、高齢化、耕地山林の荒廃、鳥獣害、少子化など）を考慮し、柔軟に対応した算定を願いたい。	地域いきいき運営交付金は、住民自治協議会に対する基礎的な財政支援策として、全地区共通の算定方法を用いており、地域ごとに異なる課題に対する算定を入れることは、制度も複雑になるため、避けるべきものと考えます。 なお、中山間地域特有の課題に対応する財政支援策として、「やまざと支援交付金」があり、中山間地域の住民自治協議会を支援しています。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。

10	9	2 (4) ③やまごと支援 交付金（中山間 地 13 地区）	支障木の伐採、草刈りなど有効的に活用されているが、地域全体で取り組む活動に利用されにくい面がある。支所発地域力向上支援金とも連動して活用される方法を検討しては。	支所発地域力向上支援金は、地域力の向上に資する事業に要する経費に対し、住民自治協議会以外の地域の団体を対象として交付しています。支援金のあり方については、今後の財政支援策全体の中で検討していきたいと考えています。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
11	11	1 (1) ①支所長権限の 強化と支所機能 の充実	支所長権限の強化として「支所発地域力向上支援金」は、まちづくりに有効的な施策であり評価できる。一方で、日常的政策についても即決断行ができるよう権限の強化が望まれる。	支所では予算的な面も関係し、日常的に発生する懸案に対しての即決判断や実行は限られる面があります。 しかし、p. 11「①支所長権限の強化と支所機能の充実」に記載しているように、本庁の担当課との連携を強化するとともに、職員配置の最適化、危機管理体制の機能強化等を進め、住民に最も身近な行政窓口として市民サービスの向上に努めます。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
12	11	1 (1) ④まちづくり計 画などの策定	まちづくり計画の策定にあたっては、幅広い住民の意見が求められるような仕組みづくりが大事。	幅広い住民の意見を求められるケースでは、その観点で関係課による情報提供やアドバイスなど必要な支援を行っていきます。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
13	12	1 (2) ①財政支援策の 概要	自立支援補助金は現状が良いが、役員の手当・報酬が規定化されることを望む。	住民自治協議会の役員の手当や報酬については、役職や業務内容が各住民自治協議会によって異なることから、各住民自治協議会において定められるべきものと考えています。	4	検討の結果、計画案に反映しない。

14	14	2 (4) 自主財源の確保に向けた取組	高齢化が進行中での自主財源の確保は難しいが、各地区での具体例などを通しての、助言や指導を望む。	他の地区や自治体等で実施されている事業、国・県等による補助制度の情報を必要に応じて提供するなど、住民自治協議会の自主財源の確保に向けて必要な支援を行っていきます。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
15	7	Ⅲ第二期長野市都市内分権推進計画での取組と評価 1 基本的な取組と評価	評価全体及び多くの項目に於いて、断片的かつ総花的な評価になっており、良い評価は何が、どの位良かったのか、また当期間内の残された課題及び将来的課題をどのように評価されたのかが不明確である。	第二期長野市都市内分権推進計画の取組と評価については、別冊の資料を作成し今後公表していきます。	5	その他（質問への回答）
16	7	1 (1) 市の基本姿勢	住民自治協議会の活動は定着しつつある、とあるが、どのようなレベルか。第二期5ヶ年の長期に亘る経過と結果に対して、事実に基づく三現主義（現場、現物、現実）を以って実態をしっかりと把握してもらいたい。	平成22年度の本格的な活動開始から5年が経過し、各地区の住民自治協議会によって福祉・健康やまちづくりなど様々な活動が継続して行われています。 また住民自治協議会活動や役員・事務局職員の考え方、意見、活動状況等については、住民自治協議会連絡会のほか、各年度ごとの総会資料や住民自治協議会への訪問等により把握に努めており、必要に応じた助言もしています。	5	その他（質問への回答）
17	7	1 基本的な取組と評価	住民自治活動の原点は、地域住民（区民）であり、地域コミュニティである。地域を所管する行政連絡区（各町区）に直接スポットをあてた取組が著しく欠落していると思われる（区規約のあり方、方針管理、運営管理の仕組み、必要人材の発掘・育成・活用、町区と住自協間の機能別関連性、整合性、標準化等々）。都市内分権に関する事項は、「支援」の位置付けを超	ご指摘のとおり、都市内分権は補完性の原理に基づく仕組みであり、個人・行政連絡区の役割については、基本的な考え方の中で記載しておりますが、地域における主体的な取組の促進については検討を進めてまいります。	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。

			えて主体性のある取組を期待したい。			
18	9	2 (4) ④住民自治協議会自立支援（事務局長雇用経費）補助金（全32地区）	住民自治協議会自立支援補助金制度のもとに、事務スタッフ（局長含む）の増員が行われたが、増員による効果をより明確に評価してもらいたい。事務の質、量、効率、業務分担等何が変化し、費用対効果をどのように捉えているのか。	事務局長の設置は、住民自治協議会の運営や活動の事務統括及び企画・調整等において、会長ほか役員への負担軽減や継続した活動に寄与するなど、一定の効果があると考えています。 なお、事務の質、量、効率、業務分担等については、各住民自治協議会によって様々であり、数値的な費用対効果の算定は難しいと考えています。	5	その他（質問への回答）
19	5	II 1 基本理念	都市内分権の基本コンセプトは時代の変化に適応するものであり、着実な定着が必要であると考えている。	本計画の基本理念を実現させるために、「IV 第三期長野市都市内分権推進計画における主な取組」を実施していきます。	5	その他（質問への回答）
20	13	2 (1) 組織の効率化や活動内容の見直し支援	第二期5年を経過して、地区住自協び行政連絡区（町区）の体質、能力的バラツキ、格差は大きく変化していると推測される。 都市内分権推進の視点で実態調査を行い、改善優先度の高い地域は思い切った見直しを行い、人の適材配置を含む運営組織の再構築を図るべきだ。 住民自治協議会が市と対等の立場で協働する関係であるならば、市は「支援」という概念を超えて、両者が主体的に取り組むことを望む。	また、住民自治協議会の事務局職員や事務局長の雇用経費に対する財政支援により事務局機能を強化し、役員への負担軽減や活動の継続性の確保につなげたほか、都市内分権課が毎年各地区を訪問して意見交換するなど、地区課題の把握に努め、解決に向けて取り組んでいます。 また、住民自治協議会側においても、短期間で役員が交代する場合に備え、集積された経験やノウハウな	3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。

				<p>どを後任に文書で正確に伝えるなどの徹底は重要であります。</p> <p>今後も、住民自治協議会との協働により、より良いまちづくりのために取り組んでいきたいと考えています。</p>		
21	5	<p>II 1 基本理念</p>	<p>地域の福祉担当役員及びキーマンの処遇制度の創設の検討及びその推進をしてもらいたい。</p> <p>地域における福祉ニーズを的確に把握し対応するため、必要人材の確保を図り、福祉分野の組織的活動を充実させること。将来的に増幅する福祉ニーズに対応すべく、思い切って新制度の創設が必要と思う</p>	<p>高齢化が急速に進む状況において、地域福祉における人材の確保や育成は、持続可能な住民活動を維持するために必要な要素の一つと考えます。</p> <p>但し、委嘱のような新たな制度を設けることはなく、現在の住民自治協議会の中の関係部会でその役割を担う等、地区の実情に応じた仕組みや組織を作り上げていただくことが有効であると考えています。</p>	3	<p>計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。</p>
22	11	<p>IV第三期長野市都市内分権推進計画における主な取組</p> <p>1 住民自治協議会など地域での活動に対する市の支援</p>	<p>第三期計画のスタート時点で、5年後においてどのような状態の実現を目指すのか、評価の判断基準（主要な実施事項、対策の管理特性と目標値（期待値））を具体的に示すなど、経過・結果に対する評価項目の達成基準を明示してもらいたい。</p> <p>そして5年後の期待値を年次別に設定することで、市と住民自治協議会の双方が目標を共有し、実行過程において、問題点、解決すべき課題、成果の確認等を実行しやすくなり、より良い成果に結びつくと考える。</p>	<p>市の計画において、目標値を設定することは一般的なことですが、住民自治協議会の活動においては、それぞれの活動内容や成果に対する考え方も様々であることから、一律に目標値を設定することは難しいものと考えています。</p> <p>頂いたご意見につきましては、今後の取組の中で参考にさせていただきます。</p>	3	<p>計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。</p>